

小中学校保護者の皆さんへ。4月9日(月)より新学期が始まります。お子さんに、交通ルールを守るようにお話ししてください。



今月の新着図書ご案内

【多世代交流学習館 メロディー】

- ・関東のおいしい道の駅&SA・PA
JT Bパブリッシング
- ・玄鳥さりて 葉室 麟 著
- ・ぼく、仮面ライダーになる!ビルド編
のぶみ 作

【中央公民館】

- ・はじめてでも失敗しない花づくり
の基本100 古賀 有子 監修
- ・俳句、やめられません
岸本 葉子 著
- ・護られなかった者たちへ
中山 七里 著

多世代交流学習館 メロディー (旧赤岩地区公民館) ☎992-2338

4月の休館日
2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)

4月の図書室休室日
上記休館日・1日(日)~3日(火)

おはなしランド

日・場 4月14日、28日 1階ホール
4月21日 柿の実文庫(☎991-5170)
いずれも土曜日午後2時~3時
費 入場無料。直接会場へお越しください。

作って遊ぼう

日・場 4月14日「ダンシングフラワー」
4月28日「紙コップロケット」
いずれも土曜日午後3時~3時30分
場 1階ホール
費 無料。直接会場へお越しください。

母の日プレゼント講習会

母の日のプレゼントに感謝の気持ちを込めてフラワーアレンジを作しましょう!

日 5月12日(土)午前9時30分~
場 2階多世代交流ホール
対 小学1~6年生
定 15名(申込み順)
費 500円 持 はさみ、筆記用具
申・問 4月20日(金)午前9時から多
世代交流学習館へ(電話申込み可)。

中央公民館 ☎992-1321

4月の休館日
2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)
11日(水)は設備点検のため臨時休館。

4月の図書貸出休止日
上記休館日・17日(火)・29日(日・祝)

B & G海洋センター ☎992-1291

4月の休館日
2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)

トレーニング講習会(要予約)

日 4月22日(日)
午後1時30分~1時間程度
場 2階トレーニングルーム
内 エアロバイク・多目的マシンの
使用方法など
対・定 16歳以上の方10名 費 無料
申・問 4月18日(水)までにB&G海洋
センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

気楽に遊び体

日 4月14日(土)午前9時~11時
場 1階アリーナ
対 どなたでも参加できます(1人でも可)。 費 100円

持 運動のできる服装、体育館シューズ
【今月の種目】さいかつぼーる、ミニ
テニス、スポーツ吹き矢ほか
【主催・指導】松伏町スポーツ推進委員
申・問 B&G海洋センター

総合型地域スポーツクラブ 「マッピー松伏」

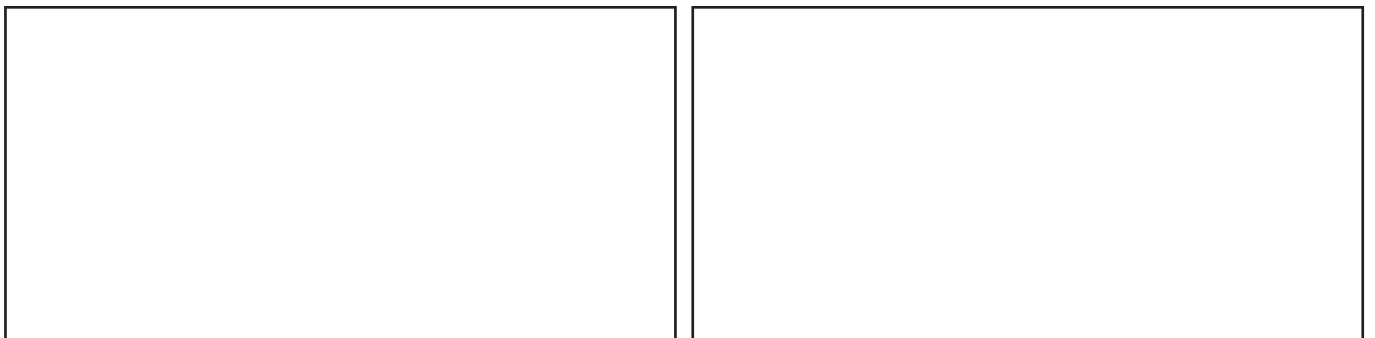
①健康ヨガ
日 4/ 8、22、29 いずれも日曜日 9:50~
②バランスボール教室
日 4/ 3、10、17、24 いずれも火曜日 11:00~
③エンジョイダンス
日 4/ 4、11、18、25 いずれも水曜日 10:00~
④はじめてのズンバ
日 4/ 5、19、26 いずれも木曜日 11:00~
⑤絵手紙教室
日 4/ 12、26 いずれも木曜日 10:00~
⑥ケンコー吹き矢
日 4/13、27 いずれも金曜日 13:30~
⑦ケンコー体操教室
日 4/ 6、20、27 いずれも金曜日 11:00~
⑧ピラティス教室
日 4/ 7、21 いずれも土曜日 11:00~

上記8教室は、場 B & G海洋センター、対 16歳以上の方、費 300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

マッピーフラダンス教室

日 4/13、27
いずれも金曜日 9:30~
場 中央公民館
対 16歳以上の方 費 500円(保険代)

広告



問合せ/教育総務課 ☎991-1864

なつかしのマッピー軟式庭球部

④4/11、25
 いずれも水曜日 11:00~13:00
 ⑤松伏町記念公園テニスコート
 ⑥60歳以上の男性
 ⑦300円(保険代など)
 ※マッピーメンバーシップカード
 の割引適用あり。

⑧実施日に開催会場で直接申込み
 (事前申込み不要)
 ⑨B&G海洋センター

**教育文化振興課
 ☎991-1873**

**松伏町子ども会育成会連絡協議会
 (松子連)に加盟しませんか**

松子連に加盟して、一緒に楽しみ
 ませんか。

【加盟資格】子ども会

※一緒に活動する幼児(0歳~5歳)
 も加盟できます。ただし、保護者の
 加盟も必要です。

【年会費】一人140円

※全国子ども会安全共済会加入費で
 す。加盟すると単位子ども会独自
 の活動も保険の対象となります。な
 お、松子連開催事業への参加費は別
 途必要です。

**【開催予定事業】子ども将棋教室&大
 会、親子映画会、体験ツアー(工場見
 学や体験学習等)、子どもかるた大会
 (彩の国21世紀郷土かるた松伏大会)
 ※各事業には定員があります。申込
 順の場合、松子連の優先枠を設け
 る予定です。**

⑩・⑪松伏町子ども会育成会連絡協
 議会事務局(教育文化振興課内)

ジュニアリーダー会員募集!

幼児、小学生と遊んだりイベント企
 画などに興味のある中高生の皆さん、
 ジュニアリーダーとして一緒に活動

しませんか?

【資格】町内在住又は在学の中学生・
 高校生

【年会費】500円(保険料など)

※イベント時に別途集金する場合も
 あります。

⑫教育文化振興課と中央公民館で登
 録用紙を配布しています。必要事項
 を記入の上、4月27日(金)までに年
 会費を添えてお申し込みください。

⑬松伏町ジュニアリーダー連絡協
 議会事務局(教育文化振興課内)

松伏町文化協会に加盟しませんか

文化協会では、新規サークルの入会
 をお待ちしております。

文化協会では、毎年11月上旬に文
 化祭を開催し、ダンスに歌声の披露、
 作品の展示を行っています。

※会員以外の文化祭参加希望者は、広
 報8月号で一般参加者を募集しま
 すのでご確認ください。

⑭松伏町文化協会事務局(教育文化振
 興課内)

「You遊」倶楽部スタッフ募集!

「You遊」倶楽部とは「ミニまつぶ
 し」や「“子育て”文化のまちづくり
 フェスタ」などの松伏町文化のまちづ
 くり事業を企画・運営しているボラン
 ティア団体です。あなたの意見を様々
 な事業に反映させてみませんか。

【定例会】⑮毎月第3火曜日午後7時~

⑯役場

⑰・⑱教育文化振興課

サークル・団体の催し

トールペイント体験講座(初心者)

⑲4月19日(木)午前10時~正午

21日(土)午後2時~4時

⑳多世代交流学習館など

㉑アクリル絵の具を使い、たくさん
 のカラーを学びながら、ストラップ
 を作ります。㉒6名

㉓2,000円(筆、絵の具、道具レンタ
 ル、材料費込)

㉔ジプシーローズ代表 佐藤
 ☎090-5523-0124

はつらつ合唱団30周年記念公演

㉕4月22日(日)午後1時30分~(1
 時開場)

㉖田園ホール・エロラ

㉗月の砂漠、浜辺の歌、花は咲くなど
 全23曲を合唱します。㉘無料

㉙戸辺 ☎991-7704

第29回子ども剣道教室

挨拶などの礼法を大切にしたい剣道
 の基本を楽しく体験できる教室です。

㉚5月26日(土)、27日(日)、6月2日
 (土)、3日(日)、9日(土)いずれも午
 後1時30分~午後2時30分 全5回

㉛B&G海洋センター2階剣道場

㉜・㉝4歳~小学生 20名

㉞800円(保険代)

【その他】修了者には、修了証と竹刀
 を贈呈します。

㉟5月10日(木)までに、学校配布又
 はB&G海洋センター窓口の申込書
 に記入し、受付箱へ。

㊱山崎 ☎991-6507

渡辺 ☎992-0622

松伏町春季テニス大会参加者募集

㊲5月13日(日)午前8時~(予定)

予備日:5月20日(日)

㊳松伏記念公園テニスコート

㊴町内在住、在勤、在学の方及び町
 テニス協会員

㊵1組2,500円(ただし、二人共会員
 の場合)、上記以外一組3,000円(含、
 一人が会員の場合)

広告



4月9日(月)より新学期が始まります。登下校の時間帯は、児童生徒(歩行者・自転車)に注意して運転をお願いします。

◆問合せ/教育総務課 ☎091-1804

平成30年8月1日から下水道使用料を改定します。詳細は広報5月号に掲載します。

◆問合せ/まちづくり整備課

☎991-1844

【種目】男子ダブルス・女子ダブルスとも(選手権の部、初級の部)

【その他】集合時間、組合せは4月29日(日・祝)以降に連絡します。

④4月20日(金)までに種目・住所・氏名・電話番号を明記の上、メール又はFAXでテニス協会 馬目(まのめ)へ。

☎・FAX 991-7554

✉tennis_association_murata@yahoo.co.jp



募 集

<町の募集>

総合振興計画審議会委員募集

町では、平成31年度を始期とする第5次総合振興計画の後期基本計画を策定するにあたり、「総合振興計画審議会」を設置します。

この計画に広く皆さんの意見を反映させていくため、審議会委員10名のうち、公募による委員2名を募集します。

【募集人数】2名

④町内在住の満20歳以上の方

【実施回数】平成30年5月から同年11月までに、4回程度会議を実施(予定)

【委員報酬】日額 6,400円

【応募方法】指定の応募用紙に所定の項目を記入し、郵送・FAX・電子メール、いずれかの方法で応募してください。

※公募要領及び応募用紙は、町ホームページからのダウンロード又は企画財政課で配布しています。

【応募締切】4月20日(金)必着

☎企画財政課 ☎991-1818

私が自慢したい町の風景、松伏50景を大募集!!

松伏町は、平成31年4月に町制50周年を迎えるにあたり、「町制50周年記念誌」を作成します。そこで、皆さんから松伏町の四季折々の美しい自然や行事等の風景写真を平成30年11月末まで募集し、記念誌に掲載します。

【応募資格】誰でも応募可能

【募集内容】「私が自慢したい町の風景、松伏50景」

【応募点数】制限なし

【応募方法】メール本文に、撮影場所、撮影日、住所、氏名、電話番号を記載して応募専用アドレス(✉matsubushi50@town.matsubushi.lg.jp)に写真データを送信又は、写真データの入ったSDカード等をご持参ください。

※詳細は町ホームページなどをご覧ください。

☎企画財政課 ☎991-1818

健康づくり推進協議会委員募集

町では、平成30年度に健康増進法における市町村健康増進計画に基づき、「第2次健康まつぶし21計画」を策定し、様々な健康づくりを推進していきます。

この計画に広く皆さんの意見を反映させていくため、協議会委員12名のうち、公募による委員2名を募集します。

【募集人数】2名以内(応募多数の場合は選考)

④町内在住の満20歳以上の方

【任期】平成30年5月～平成31年3月

【実施回数】5月から平成31年3月ま

でに3回程度会議を実施(予定)

【委員報酬】日額 5,800円

【応募方法】住所、氏名、年齢、連絡先電話番号、応募動機や健康増進に関するご意見など(書式は自由)を添えて、保健センターへ提出してください。郵送の場合は「〒343-0111 松伏町大字松伏428番地 松伏町保健センター 宛」に送付してください。

【応募締切】4月20日(金)必着

☎保健センター ☎992-3170

健康大学受講生募集

④町内在住60歳以上の方

④書道、生け花、絵手紙、手工芸、舞踊、民謡、太極拳、カラオケ、フォークダンス

※各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください。

【受講期間】6月～平成31年2月

④無料(1人3講座まで受講できます)

④4月5日(木)から5月2日(水)(土・日曜日及び祝日を除く)までに、受付窓口の申込用紙に必要事項を記入の上、北部サービスセンター又はいきいき福祉課へ(電話申込不可)。

※各講座申込み順。定員を超えた場合は、申込みをお断りすることがあります。

☎北部サービスセンター

☎992-1777

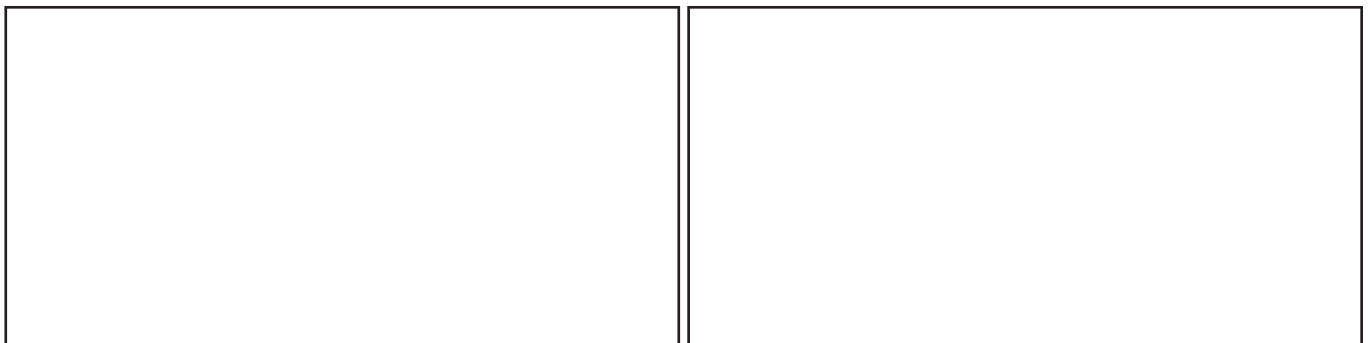
お知らせ

<町のお知らせ>

保養施設のご利用について

国民健康保険と後期高齢者医療の加入者に対して、年間1泊に限り大人2,500円、子供1,500円の助成が受けられます。事前申込制のため、あらか

広告



じめ住民ほけん課にご申請ください。

☎住民ほけん課

☎991-1868 (国保年金担当)

☎991-1884 (後期高齢者医療担当)

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

健康診査の実施時期について

平成30年度の健康診査の実施時期は、昨年度の実施月と異なり、今年度は11月を予定しています。

詳細は、広報5月号及び10月号でお知らせします。

平成30年度後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)について

▶新たに特別徴収が始まる方

4月から特別徴収が始まる方には3月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前年度の保険料をもとに仮算定したものです。

▶昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

4・6・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

平成30年4月から国民年金保険料が変わります

平成30年度の国民年金保険料は月額16,340円です。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、便利な口座振替やクレジットカードでも納付できます。なお、まとめて前払い

すると割引が適用されます。

☎住民ほけん課 ☎991-1870

学生納付特例について

学生も20歳から、国民年金に加入し保険料を納めることとなります。しかし、納付が困難な場合は、本人の前年の所得が一定以下であれば、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」が受けられます。国民年金が未納の場合、障害基礎年金などが受けられない場合がありますので早めに手続きをお願いします。

また、過去2年1か月に遡り、申請できます。

【学生納付特例期間】

年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。そこで、特例期間より10年以内の期間であれば、遡り納めることができる「追納」制度があります。ただし、追納するにあたり、加算金がつくことがあります。老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

【手続きに必要なもの】

①年金手帳、②印かん(朱肉使用のもの) ③学生証もしくは学生証の表裏の写真又は在学証明書

(平成31年3月31日までの有効期限が確認できるもの)

※代理人が申請する場合

代理人の本人確認できるもの(免許証、パスポート等)、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状

☎住民ほけん課 ☎991-1870

小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

☎埼玉県から小児慢性特定疾病医

療券(受給者証)の交付を受けている児童

【給付条件】在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律などで用具給付制度を利用していない方

【給付用具】便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす(電動以外の場合)、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系/尿路系)、人口鼻

☎同一世帯全員の収入状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

☎すこやか子育て課

☎991-1876

重度心身障がい者医療費の請求

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

【請求期限】医療費を支払った日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知などが必要な場合があります)。

☎①身体障害者手帳1～3級の方②療育手帳A、Bの方③精神障害者保健福祉手帳1級の方④後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

☎特 請求書(いきいき福祉課でお渡し

広告



しています)、医療費の領収書
 ④いきいき福祉課 ☎991-1877

平成30年度福祉タクシー利用券の交付

①身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方 ②療育手帳A、Bの方
 ③福祉タクシー利用券(初乗り料金分×12枚)
 ④身体障害者手帳又は療育手帳、印かん
 ⑤⑥4月2日(月)からいきいき福祉課(☎991-1877)へ。

平成30年度高齢者タクシー利用券の交付

①平成30年度中に75歳以上となる一人暮らしの方及び高齢者のみの世帯に属する方のうち、運転免許証を所有していない方(心身障害者福祉タクシー券を交付されている方を除く)
 ②本人又は家族等代理の方からの申請後、要件を確認し、その当日に窓口で交付します。
 ・交付枚数は、一人年間12枚(1枚500円×12枚=6,000円)です。

【利用方法】

・町指定のタクシー事業者(松伏交通(有)・松栄川元交通(株))で利用することができます。
 ④4月2日(月)から平成31年3月29日(金)までに、いきいき福祉課又は北部サービスセンター(☎992-1777)へ。
 ⑤いきいき福祉課 ☎991-1882

固定資産税の縦覧制度

納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かを、縦覧帳簿に記載されている町内の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載していません。

④4月2日(月)～5月31日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く) ⑤税務課 ⑥無料
 ⑦固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族、代理人

⑧本人確認書類、委任状(代理人の場合)
 ⑨税務課 ☎991-1831

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。

また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

⑩通年 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日は除く)

⑪税務課

⑫縦覧期間中(4月2日～5月31日)は無料(ただし、期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

⑬固定資産の所有者(同一世帯の親族)、代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)など

⑭本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

⑮税務課 ☎991-1831

都市計画図書の永久縦覧

【変更された都市計画】

⑯大川戸砂田地区及び吉川・松伏工業団地地区の地区計画

【縦覧開始日】4月2日(月)

【縦覧場所・時間】

新市街地整備課

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日及び祝日を除く

⑰新市街地整備課 ☎991-1803

住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るため、既存の住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する方に補助します。

【申請受付開始日】4月6日(金)

【補助金の対象となる方(抜粋)】

既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力供給契約を締結す

る個人の方。※その他条件あり。

【交付の条件(抜粋)】▶財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けている設備を設置すること。▶太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地などに、都市計画法及び建築基準法などの法律違反がないこと。※その他条件あり。

【補助件数】20件

【補助額】1件あたり5万円

⑱環境経済課 ☎991-1840

平成30年度就学援助費制度

小・中学生のいるご家庭で、次の要件のいずれかに該当する保護者に審査の上、就学費用を援助します。

※昨年度に就学援助の認定を受けた方や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【要件】生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者又は世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者
 【援助する費用】学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

【必要なもの】印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(町内金融機関のもの)

⑲4月9日(月)から27日(金)までの申請は4月認定となります。5月1日(火)から平成31年2月28日(木)までの申請は翌月認定となります。

⑳教育総務課 ☎991-1807

<県のお知らせ>

旧軍人・軍属等及びそのご遺族・ご家族の方々へ 厚生労働省主催の慰霊巡拝について

厚生労働省では戦没者を慰霊するため、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上で、ご遺族を主体とした慰霊巡拝を実施します。また、旧ソ連及びモンゴル地域で、強制抑留中に亡くなられた方々の埋葬地の慰霊巡拝を実施します。

実施地域、申込締切日、日程、概算所要額などについては、お問い合わせ

してください。

④・⑤県福祉部社会福祉課
☎048-830-3286

<その他のお知らせ>

第30回春日部大凧マラソン大会開催に伴う交通規制

④5月4日(金・祝)は、マラソン大会開催により、下図の区間で一時交通規制が実施されます。付近を通行の際にはご注意ください。ご協力をお願いします。規制時間:午前10時～11時40分【交通規制】L～M～O【通行止め】M～N



⑤春日部大凧マラソン大会実行委員会事務局 ☎048-763-2446



草加市

草加市制60周年記念～淡路人形浄瑠璃～

④5月19日(土)午後2時開演(1時15分開場) ⑤草加市文化会館

【演目】「戎舞(えびすまい)」他2演目
⑥一般2,500円、小中学生500円(全席指定、未就学児入場不可)。

チケットは草加市文化会館ほかプレイガイドで。

⑦草加市文化会館
☎048-931-9325

八潮市

季節展示「端午の節句」

④4月15日(日)～5月6日(日) 午前9時～午後3時45分

⑤資料館及び併設の古民家

⑥五月人形及び鯉のぼりの展示

⑦無料

⑧資料館 ☎048-997-6666

吉川市

さつき展

④5月25日(金)午後1時～8時、26日(土)午前9時～午後5時

⑤市民交流センターおあしす

⑥市の花「さつき」の展示会及びチャリティ販売 ⑦無料

⑧商工課 ☎048-982-9697

三郷市

春の花いっぱい運動

④4月28日(土)午前10時～正午(なくなり次第終了)

⑤三郷市早稲田公園

⑥草花や苗木の無料配布など

⑦みどり公園課花とみどりの係

☎048-930-7745

越谷市

市制60周年記念 第15回不動橋こいのぼりフェスティバル【災害復興支援イベント】

④4月29日(日・祝)午前9時40分～午後2時(雨天時は5月3日(木・祝))

⑤不動橋・相模町スポット広場(元荒川不動橋付近)※駐車場なし

⑥子ども向けアトラクションなど

⑦大相模地区コミュニティ推進協議会

☎048-988-7370

えせ同和行為を排除しましょう

～埼玉えせ同和行為対策強化月間～

問合せ:企画財政課 人権推進担当 ☎991-1815
教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

本町を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた人権教育や啓発活動の効果を覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる義務はありません。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれ、結果として、同和問題の解決を遅らせることにもなります。

※同和問題とは…「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。(「部落問題」「部落差別」などとも言われます。)平成28年12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、埼玉12市町では同法律を踏まえ、同和問題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を推進しています。